

# 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第1項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法令の定め： 火薬類取締法第17条第1項第1号～第3号、第5号～第6号、同第2項（譲渡又は譲受けの許可）、同第50条の2（猟銃用火薬類の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第2条（譲渡の許可の申請）、同第3条（譲受けの許可の申請）、同第4条（無許可譲受数量）、同第13条（申請及び届出の手続き）
審査基準： 銃砲を所持又は輸入しない者が実包を譲受けようとする場合等火薬類の譲渡又は譲受けの目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用のおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標準処理期間：3日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：